

中退共掛金に対する補助制度があります

～長浜市中小企業退職金共済制度等掛金補助事業～

補助 対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- ・市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいること
- ・従業員を被共済者とする共済契約を初めて締結した方

※ただし、虎姫・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井支所管内の事業所は、平成22年1月1日以降に初めて共済契約を締結された場合に対象となります。

- ・中小企業基本法による中小企業者

対象 共済契約

- ◎中小企業退職金共済契約
- ◎特定退職金共済契約



補助金額

一人当たり 月額掛金×12か月×20%

※一人当たりの月額掛金が4,000円を超える場合は
4,000円を限度とします。

【一人当たりの月額補助金額：4,000円×20%=800円】

補助対象 期間

事業所が初めて退職金共済制度に契約・加入した月から起算して12か月間

申請方法

12か月間の掛金を納付したあと1年間の間に申請してください。

【必要書類】※市のホームページからダウンロードできます。

- ① 補助金等交付申請書
(退職金共済手帳の写し及び口座振替結果の写しを添付)
- ② 中小企業退職金共済制度等掛金補助金の申請に係る添付資料
- ③ 補助金等交付請求書
- ④ 口座振込払申出書

お問い合わせ・申請先
長浜市役所 商工振興課（高田町12番34号）
TEL:65-8766 FAX:64-0396

裏面も
ごらんください

例)有ナガハマヤ(代表取締役 長浜太郎)さんの場合

従業員5人(下記A~E)、1人につき月額6,000円の掛金で、平成20年4月から中退共に初めて加入、掛金の支払いを始めました。

	20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	
A												→	
B												→	
C									→	退職			
D							採用					→	
E			採用									→	退職

- ① 平成20年4月から平成21年3月までの12ヶ月間が補助対象期間となり、その間支払った掛金の補助金を申請します。
- ② 補助金額の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{1人あたりの月額の掛金} \times \text{人数} \times \text{月数} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \\ (\text{限度額4,000円})$$

Aさん、Bさんの補助金額は、加入月数が12ヶ月なので下記のとおりとなります。

$$4,000円 \times 2人 \times 12ヶ月 \times 20\% = 19,200円 \dots (\text{ア})$$

Cさんの補助金額は、平成20年12月に退職し加入月数が9ヶ月なので下記のとおりとなります。

$$4,000円 \times 1人 \times 9ヶ月 \times 20\% = 7,200円 \dots (\text{イ})$$

Dさんの補助金額は、平成20年11月に採用され加入月数が5ヶ月なので下記のとおりとなります。

$$4,000円 \times 1人 \times 5ヶ月 \times 20\% = 4,000円 \dots (\text{ウ})$$

Eさんの補助金額は、平成20年7月に採用され21年2月に退職し加入月数が8ヶ月なので、下記のとおりとなります。

$$4,000円 \times 1人 \times 8ヶ月 \times 20\% = 6,400円 \dots (\text{エ})$$

補助金の合計額は(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)より、

$$19,200円 + 7,200円 + 4,000円 + 6,400円 = \underline{36,800円}$$

となります。